

船舶事故調査報告書

平成29年7月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年1月25日 07時30分ごろ～09時45分ごろの間）
発生場所	不明（青森県 ^{あしがさわ} 鱒ヶ沢町鱒ヶ沢港西北西方沖）
事故の概要	漁船 共盛丸 ^{きょうせい} は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 共盛丸、6.6トン AM2-5029（漁船登録番号）、個人所有 12.33m (Lr) × 2.66m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和56年6月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年10月28日 免許証交付日 平成24年11月7日 (平成30年10月27日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雪、風向 北西、風力 5、視界 不良 海象：波高 約1.5m、水温 約11℃
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、底建網漁を行う目的で、鱒ヶ沢港西北西方沖の漁場に向け、同港を出港した。 僚船の船長は、09時00分ごろ本船が鱒ヶ沢港西北西方約2.6海里（M）付近に設置されていた沖側の底建網（以下「沖側底建網」という。）から、その約500m陸側に設置されていたもう1つの底建網（以下「陸側底建網」という。）の方向に向かって航行しているのを目撃した。 他の僚船の船長は、09時45分ごろ鱒ヶ沢港の北方沖で無人の状態 ^{（注）} で旋回している本船を認め、所属する漁業協同組合に連絡した。

	<p>漁業協同組合の担当者は、所属の組合員に漁業無線で本船船長の捜索を依頼し、海上保安庁へ救助を要請した。</p> <p>本船船長は、10時00分ごろ、沖側底建網の東方200m付近で、救命胴衣を着用してうつぶせの状態で見失ったところを捜索中の別の僚船により発見され、鰻ヶ沢港に運ばれた後、搬送された病院で死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、主機のクラッチが前進の状態、速力約10ノットで旋回していたところを巡視船に発見され、鰻ヶ沢港へえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の底建網漁は、かぶり網方式という操業方法をとっており、ボンデンを取り付けた巻揚網を船首部から巻き上げて身網部を船上に引き揚げ、船体の上部を滑らせながら移動させて袋網を甲板上に取り込むものであった。</p> <p>本船は、漁網が船体の上部を通過できるように操舵室がなく、機関室囲壁等が低い構造となっていた。</p> <p>本船は、平成28年12月ごろまでは、本船船長及び船舶所有者の2人で乗り組んで出漁し、本船船長が船尾部で操舵して船舶所有者が船首部で見張りをして航行していたが、船舶所有者が体調不良で乗り込めなくなった後、本船船長が1人で出漁していた。</p> <p>本船船長は、機関室天板付近まで届く長い舵柄を取り付け、機関室天板の上に乗って船首方の見張りをしながら操船していた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="576 1223 1278 1599" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">青森海上保安部 提供</p> <p style="text-align: center;">写真1 航走中の本船</p> <p>本船船長の家族は、本船船長が本事故当日05時30ごろ自宅を出たので、ふだんどおり07時30ごろ出港したと思った。</p> <p>本船船長は、発見時、防水ケースに入れていない携帯電話を所持していた。</p> <p>本船は、発見された際、船体に衝突の痕跡がなく、船内のいけすに漁獲物が入っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>本船船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、07時30分ごろ鰐ヶ沢港を出港したと思われ、その後、09時45分ごろ鰐ヶ沢港の北方沖で無人の状態で旋回しているところを目撃されていることから、この間において本船船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船船長は、本船が、無人の状態で旋回しているところを発見されたこと、及び死因が溺水であったことから、航行中に落水し、溺水したものと考えられるが、本船船長が本事故で死亡したことから、落水及び溺水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が航行中、本船船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話は、防水ケースに入れて所持することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

